

松江・境港・隠岐観光振興協議会規約

(名称)

第1条 この協議会の名称は、松江・境港・隠岐観光振興協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、松江、境港、隠岐相互の連携によって、当該圏域の魅力の創出を図る事業を展開することにより、県内外からの観光客の誘客並びに滞在型観光の推進を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 観光の魅力の創出に関する事業
- (2) 滞在型観光の推進に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

(役員)

第5条 本協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、構成員の中から選出し、総会において承認する。

2 理事及び監事は、会長及び副会長の選出団体以外の構成員から選出し、総会において承認する。

(役員職務)

第7条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または、欠けたときその職務を代理する。
- (3) 理事は総会の委任事項について審議する。
- (4) 監事は協議会の会計及び会務を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

(1) 総会は、原則として年1回開催する。

(2) 総会の議長は、会長が行う。

(3) 総会は構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(4) 総会の議決の方法は、多数決とし、可否同数の場合は議長が決する。

(5) 総会は会長が召集し、次の事項を決議する。

ア 年度事業計画、事業報告に関すること

イ 役員承認に関すること

ウ 予算、決算に関すること

エ その他必要と認める事項

(6) 役員会は、総会の委任事項について審議する。

(7) 会長は、個別の事項を調査、審議させるため、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(事務局)

第10条 協議会の庶務会計を処理するため、事務局を会長選出団体におく。

(経費の支弁)

第11条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもってこれに充てるものとし、必要に応じて総会において決定する。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成21年8月27日から施行する。

この規約は、平成22年6月1日から施行する。

この規約は、平成23年7月29日から施行する。

この規約は、平成24年5月25日から施行する。

この規約は、平成25年7月29日から施行する。

この規約は、平成27年7月23日から施行する。

この規約は、平成28年8月4日から施行する。

この規約は、平成29年11月2日から施行する。

別表 1

団 体 名		役 職	氏 名
松 江 市	松江市	市 長	松浦 正敬
	松江商工会議所	会 頭	古瀬 誠
	まつえ北商工会	会 長	門脇 栄行
	まつえ南商工会	会 長	安部 廣
	(一)松江観光協会	会 長	松浦 正敬 (松江市長)
	松江隠岐会	会 長	松原 三朗
境 港 市	境港市	市 長	中村 勝治
	境港商工会議所	会 頭	堀田 收
	境港市観光協会	会 長	梶田 知身
	境港隠岐会	会 長	松野 充孝
隠 岐 郡	隠岐の島町	町 長	池田 高世偉
	西ノ島町	町 長	升谷 健
	海士町	町 長	山内 道雄
	知夫村	村 長	平木 伴佳
	隠岐観光協会	会 長	池田 高世偉 (隠岐の島町長)
	隠岐の島町商工会	会 長	野村 吉秀
	西ノ島町商工会	会 長	今咲 克己
	隠岐國商工会	会 長	田仲 壽夫
	(一)隠岐の島町観光協会	会 長	小谷 茂雄
	(一)西ノ島町観光協会	会 長	松浦 道仁
	(一)海士町観光協会	会 長	中村 等光
	知夫里島観光協会	会 長	平木 伴佳 (知夫村長)
隠岐汽船株式会社	代表取締役	木下 典久	